

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 古手川 正治

1 日 時

令和6年12月10日（火） 午後1時31分から
午後3時18分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、森誠一、志村学、榊田貢、原田孝司、玉田輝義、澤田友広

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

今吉次郎

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 五ノ谷精一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第108号議案のうち本委員会関係部分、第116号議案、第117号議案、第118号議案及び第119号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第109号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 新たな大分県土木建築部長期計画の素案について、新たな大分県地域強靱化計画の素案について、おおいたの道構想2024（素案）について及び大分港港湾脱炭素化推進計画（案）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小野佐和子
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

土木建築委員会次第

日時：令和6年12月10日（火）13：30～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：30～15：20

(1) 合い議案件の審査

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第108号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）

第116号議案 工事請負契約の変更について（一般国道212号 藤山トンネル工事）

第117号議案 工事請負契約の変更について（大分港大在地区コンテナクレーン1号機更新工事）

第118号議案 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について（総務企画・福祉保健生活環境委員会へ合い議）

第119号議案 工事請負契約の締結について（都市計画道路 庄の原佐野線 街路改築工事）

(3) 諸般の報告

①新たな大分県土木建築部長期計画の素案について

②新たな大分県地域強靱化計画の素案について

③おおいたの道構想2024（素案）について

④令和6年台風第10号に関する災害対応の進捗状況について

⑤大分港港湾脱炭素化推進計画（案）について

⑥都市計画道路庄の原佐野線下郡高架橋下部工工事の進捗状況について

(4) その他

3 協議事項

15：20～15：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として今吉議員が出席しています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言したい旨の申出があったので、これを許します。

五ノ谷土木建築部長 古手川委員長をはじめ、土木建築委員会の皆様、また本日委員外議員として御出席の今吉議員におかれては、平素から土木建築行政の推進に向け格別な御高配、御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、令和6年台風第10号の被害により東九州自動車道の臼杵IC―津久見IC間が約2キロメートル通行止めになりました。皆様にはNEXCO西日本等に様々な対応をしていただき、大規模な法面崩壊でしたが、お陰様で通行止めも2か月弱で解除になりました。こちらについても御礼を申し上げます。

また土木建築委員会の皆様におかれては、9月30日から10月1日の2日間にわたって、九州中央自動車道と中九州横断道路について県外所管事務調査を行ったと聞いています。中九州横断道路に関しては、特にTSMCの進出に関連した地域交通の現状について、熊本河川国道事務所から説明を受けたと思います。中九州横断道路については、九州中央3県議員連盟の会長を務める森副委員長に先頭に立って取り組んでいただいています。私どもも熊本県と連携し、しっかり事業の促進に尽力したいと考えています。土木建築委員会の皆様にも我々の背中を押していただけるよう御活躍いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今議会において、日田市の国道386号三郎丸橋の改良復旧や令和6年台風第10号に係る災害復旧に関する補正予算を提案しています。被災の多かった箇所については、ほかの所属か

ら応援職員を集めて順次災害査定を受けています。来週に災害査定が終わり次第、工事を発注し1日も早い復旧・復興を目指したいと思うので、よろしくお願いいたします。

また、土木建築部からは令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のほか、工事請負契約の変更についてなど6件の議案の審査をお願いしています。これに加え、新たな大分県土木建築部長期計画の素案についてなど6件について報告します。

慎重に御審査の上、賛同いただくようお願いいたします。

そして最後に、BLOCKSとオレンジ色で書かれたお手元のチラシを御覧ください。大分県建設産業女性活躍加速化促進事業として、来年2月1日午後1時半からホテル日航大分オアシスタワー5階、孔雀の間において、建設業界で働く女性の成果発表会を開催する予定です。お手隙の時間があれば、建設業界で働く女性がこういった仕事をやっているか、どうやって自分で学びの場をつくっているかなど是非聞いていただければと思います。日程が近づいたら改めて御案内するので、よろしくお願いいたします。

古手川委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。

まず、合い議案件の審査を行います。

第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

秋月都市・まちづくり推進課長 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、租税特別措置法関係事務の手数料改正について説明します。

資料の2ページを御覧ください。

本改正は、特定の民間再開発事業に対する租税特別措置法の特例措置廃止に伴い、認定事務手数料を廃止するものです。租税特別措置法で

は、特定の条件を満たしたものに対して税負担の軽減・加重を行う措置を定めています。そのうち民間事業者等が防火性の向上等を図るため土地を一つにまとめて建物を集約し、広場等の空地を設ける特定の民間再開発事業において、知事等の認定を受けることで、当該事業のための土地等の譲渡に係る所得税の減免が措置されていました。

しかし近年、日本全国で当該制度の活用実績がないことから租税特別措置法等が一部改正され、本制度が廃止となりました。なお、本県においても近年の同制度の活用実績はありません。

施行日については公布の日としています。

伊東建築住宅課長 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、建築関係法律事務の手数料改正について説明します。

資料の3ページを御覧ください。

まず1背景についてです。脱炭素社会の実現に向け、建築物の省エネ対策の強化及び建築規制の合理化を図るため、関係する二つの法律が改正されました。

その下、2法改正等の概要について、一つ目が（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律です。まず①のとおり、法改正により住宅を含め原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられました。またその下、住宅の省エネ性能の評価方法では、今回これまでの仕様基準と計算プログラムに仕様基準と計算プログラムを併用する方法が追加されました。次に②のとおり、さきほどの評価方法を準用しているアとイ、二つの認定の評価方法も同様に変更されました。また③のとおり、建築物省エネ性能認定が廃止されました。これは、本認定制度を包含する新たな制度が令和6年4月から始まったことにより不要となったためです。

次に二つ目の（2）建築基準法について、④の図に示すとおり、建築士が設計した場合に一部規定の確認・検査を省略できる規模が見直され、全ての規定の審査を必要とする対象が拡大されました。これは、太陽光パネルなど省エネ設備の設置による建物の重量化に伴い高度な構

造計算が必要となるため、審査体制を強化するものです。また、⑤のとおり仕様基準による省エネ性能の適合性が建築確認の審査項目に追加されたほか、⑥のとおり完了検査の検査項目に省エネ性能の適合性が追加され、検査体制の強化が図られました。以上二つの法律の改正に伴い、手数料条例を改正します。

次に3条例改正の概要を御覧ください。一つ目が（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務です。なお、この①は上段で説明した①の項目と対応しており、⑥まで同様です。まず①では、住宅の省エネ性能適合性判定手数料を新設します。例に示すとおり、2階建て延べ床面積150平方メートルの一戸建て住宅を計算プログラムにより評価する場合、手数料は3万2,100円としています。②では、住宅の省エネ性能の評価方法を準用している二つの手数料を新設します。①と同規模の住宅の場合、ア建築物省エネ性能向上計画認定手数料は2万4千円、イ低炭素建築物新築等計画認定手数料は2万8,800円としています。③では、建築物省エネ性能認定手数料を廃止します。

次に二つ目の（2）建築基準法関係事務を御覧ください。④では、延べ床面積500平方メートル未満の建築物における建築確認申請・各検査手数料を改正します。①と同規模の住宅の場合、確認及び検査手数料はそれぞれ記載のとおりです。⑤では、建築確認時に仕様基準による省エネ性能の適合性審査を行う場合の手数を新設します。①と同規模の住宅の場合、1万2千円としています。⑥では、完了検査時に省エネ性能の適合性検査を行う場合の手数を新設します。①と同規模の住宅の場合、4千円としています。なお手数料については、国が示した標準審査時間や所要時間の実態から算定しています。

最後に4施行期日については、改正法の施行日である令和7年4月1日としています。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

原田委員、省エネ性能って何ですかと聞かなくて良いですか。（「聞こえましたか。じゃあ、ちょっとお願いします」と言う者あり）ざっくりとで良いので、伊東建築住宅課長、省エネ性能について説明いただけると。

伊東建築住宅課長 法で言う省エネ性能には大きく二つの項目があり、一つは建物の熱の出入りのしやすさを評価する建物の外皮性能です。具体的には、壁に入れる断熱材の厚み、サッシが複層ガラスであれば熱の出入りがしにくい等があり、その性能を評価します。もう一つは、建物内で照明やエアコンなどの化石燃料を使う家電製品が消費するエネルギーです。この二つの項目で建物を評価します。

省エネ基準と言われる一つの基準、外皮性能と化石燃料を使う1次エネルギー性能ですが、まずは今年4月から、それぞれが基準値以下にならないければならないこととなります。

古手川委員長 丁寧にありがとうございました。

ほかに御質疑はありませんか。

志村委員 この建築基準法の事務申請手数料ですが、これは誰かに委託するんですかね。

伊東建築住宅課長 委託はしていません。もともとと同じ事務を一般財団法人大分県建築住宅センターや日本ERI株式会社の大分支店など民間確認検査機関が行っており、また行政では大分県や建築主事を置く大分市、別府市などの大きな6市が実施しています。その行政と民間確認検査機関で行っている事務については、引き続き事務をやっていくこととなります。

志村委員 料金を改正してプラスする要因は何なんですかね。

伊東建築住宅課長 プラスする要因としては、まず省エネ性能の向上に伴い、確認検査の中でそれらの省エネ性能が実際に向上しているかを審査することになるためです。

また資料（2）建築基準法について、これまで500平方メートル2階建て未満の建物については、建築士が設計した場合には、審査側が構造等の一部規定の審査を省略できる特例措置がありました。それが、建物の省エネ性能を向上させるに伴って、屋根に太陽光発電設備を載

せるなど構造を丈夫にしないといけなくなる、新たな構造の強化という要素が出てきます。そのため、これまで特例対象としていた範囲を500平方メートル2階建てから200平方メートル平家まで下げることで、そこの特例がなくなり審査項目が増えるので、その点で手数料を上げるものです。

志村委員 その説明はさきほど聞いたんですけどね。要は原材料が高くなったということじゃなくて、人件費ですから。つまり言いたいのは、物価高って分かっているじゃないですか。せめて公共料金だとかをこの際一度に上げることはいかなものかと思うよね。

今回、公務員の給料も上がる——人件費についてもちゃんと上げているわけですからね。委託だけだったら、その原材料費とか、何かを仕入れなくちゃいけないとかでその分を上げるのは分かるけども、そうじゃないわけですよ。少し丁寧にみる、あるいは厳しく見るということなので。だからそれに乗じて上げるところが、やっぱり公共料金の在り方については慎重に考えるべきだと私は思いますね。反対することではないですが、国がこうだからこうではなくて、やっぱりこの物価高の背景を考えてほしいと思う。

伊東建築住宅課長 今回の手数料の算定においては、全国的にこのような算定手法を取ってほしいと国から示されたものですが、その示された幅の中で、他県に比べてなるべく最低限のラインで庁内協議を行い、そのような設定をしています。

志村委員 国が決めたからと言えどももうそれで終わりなんだけど、そうじゃなくて、もう少し県民に向けたことを考えてほしいという思いです。

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 さきほどの志村委員の質疑については、これからいろんなケースが増えてくる

と考えられるので、是非注視してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

五ノ谷土木建築部長 第108号議案に係る土木建築部関係の歳出予算の補正内容について説明します。

資料の4ページを御覧ください。

令和6年度11月補正予算説明資料（土木建築部）の左上、1補正予算額の表に黄色で色付けている計欄を御覧ください。既決予算額（A）986億7,861万4千円に対し、その右、今回補正予算額（B）として赤枠で囲っている84億1,439万1千円の増額をお願ひするものです。さらにその右、補正後現計額（C）のとおり、補正後の土木建築部一般会計歳出予算総額は1,070億9,300万5千円となります。

次に赤枠内、補正予算額の内訳についてです。水色で色付けている公共事業欄に記載のとおり、今回の補正予算額84億1,439万1千円は全て公共事業です。そのうち災害関連事業費が4億1,980万円、災害復旧事業費が79億9,459万1千円となっています。

続いて下の表、2補正事業の内容について説明します。欄外のコメ印に記載のとおり、表の左から3列目、予算額の3段書きの数字は上段括弧書きが既決予算額、中段が今回の補正予算額、下段が累計額となります。

まず、一番上の土木施設災害復旧事業です。本事業は、被災した道路や河川などの公共土木施設の原形復旧を行う経費として79億9,459万1千円の増額をお願ひするものです。

次に2番目の（公）道路災害関連事業です。本事業は災害の再発防止のため、日田市の三郎丸橋において橋梁の架け替えや河道拡幅等の機能強化を行う経費として4億1,980万円の増額をお願ひするものです。

今回の補正予算は、令和6年台風第10号などによる大雨災害により被災した公共土木施設に係る災害復旧費・改良費の増額をお願ひするものです。冒頭の挨拶でも申しましたが、土木建築部では職員一丸となって、今回の災害からの1日も早い復旧・復興に向け、全力で取り組んでいきます。

この後、債務負担行為及び繰越明許費については土木建築企画課長から説明するので、御審査のほどよろしくお願ひします。

大谷土木建築企画課長 続いて、債務負担行為について説明します。

資料の5ページを御覧ください。

3債務負担行為の補正についてです。まず、一般会計（追加分）を御覧ください。ゼロ県債については、債務負担行為の積極的な活用により、公共工事の施工時期の平準化とともに防災効果の早期発現を図るため、出水期に備えた河床掘削や危険な法面の対策等を実施する事業に対し、右側の記載のとおり一般会計で21事業45億円の設定をお願ひするものです。

続いて下段、一般会計（変更分）を御覧ください。土木施設災害復旧事業です。今回、補正予算額にあわせて債務負担行為の変更をお願ひするものです。表中ほどの補正欄のとおり、限度額14億円の増額となっています。

続いて、資料の6ページを御覧ください。

4繰越明許費（限度額）について説明します。今回、繰越明許費を設定するのは災害関連・災害復旧事業です。発注時に適切な工期を確保する必要がある事業について、表の太枠に記載のとおり、一般会計の公共事業における追加分2事業で84億4千万円、変更分1事業で2億4

千万円の繰越明許費の設定をお願いするものです。これに第3回定例会で承認いただいた既決分を加えると、一般会計と特別会計の合計で209億8千万円となります。これらについては、前払金や部分払などによって可能な限り年度内の支出に努めます。

なお、今後事業を進めていく上で現場の状況変化など不測の事態が生じた場合は、契約が済んでいるものも含め、令和7年第1回定例会で改めて繰越明許費の追加又は変更をお願いします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

原田委員 例年に比べて補正額が何か小さい気がしているんですが。昨年はもっと金額が大きかったと思ったんですが、何か理由があるんでしょうか。

五ノ谷土木建築部長 昨年度の補正額は国の補正予算によるものです。例えば、特に国土強靱化のための5か年加速化対策予算については、毎年補正予算で国から内示されます。今回は、国の補正予算の全体額1.3兆円規模の枠は分かるんですが、実際に公共事業分がどれぐらいだとか、国土交通省分でどれぐらいというのがまだ示されていない状況です。

そういった中で、県の事業だけ想定して補正を組むわけにもいかないため、こちらについては、来年の第1回定例会で御提案したいと考えています。

原田委員 衆議院選挙があったことで、やっぱりスケジュール的にも遅れてきたということなんでしょうか。

五ノ谷土木建築部長 そちらもですし、巷で言われている与党の状況だとか、そういったもろもろの関係もあると聞いています。（「結構です」と言う者あり）

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

瀬戸道路建設課長 第116号議案工事請負契約の変更について説明します。

資料の7ページを御覧ください。

本議案は、令和4年3月25日に前田建設工業・菅組・下徳産業特定建設工事共同企業体と契約した、一般国道212号日田山国道路における藤山トンネル工事の工事請負契約について変更するものです。

資料の8ページを御覧ください。

契約金額の変更について、大きく二つの要因があります。1点目は、脆弱な岩盤への対応による約5億8,200万円の増額です。当初、当工区の地質状況は良質な岩盤が分布していると想定していましたが、実際に掘削したところ、資料右側の写真のとおり当初想定よりも脆弱な岩盤が確認されました。このため、資料中ほどの図のように、トンネル内部の崩壊を防ぐためのロックボルト等の支保構造を増強するとともに、トンネル上面等を掘削前に補強して崩落を防ぐ補助工法やトンネル下部にインバートと呼ばれるコンクリートを追加しています。

2点目は、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項の適用による約1億7,300万円の増額です。以上により、契約金額について約7億5,500万円の増額を見込んでいます。

資料7ページにお戻りください。

右上の工事概要に記載のとおり、契約金額は当初38億8,874万3,584円に対し、変更後が46億4,349万1,303円、7

億5, 474万7, 719円の増額となるものです。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

清永港湾課長 第117号議案工事請負契約の変更について説明します。

資料の9ページを御覧ください。

本議案は、資料左中ほどの工事概要のとおり、令和5年10月4日に株式会社三井E&Sと締結した、大分港大在地区コンテナクレーン1号機の令和5年度港起債大第3号コンテナクレーン更新工事の請負契約について変更するものです。

本案件については、令和6年第3回定例会の本委員会において、諸般の報告で契約金額が減額になる見込みと申しましたが、内容が確定したので改めて説明します。

契約金額は当初14億5,609万2千円に対し、変更後が14億5,278万1千円、331万1千円の減額となります。

続いて、資料右中ほどを御覧ください。主な変更理由ですが、既設コンテナクレーンの解体に係る有価物売却費等について現地精査したところ、当初の推定より売却可能な鋼材重量が増加したことにより変動が生じたため、契約金額を減額するものです。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備についてですが、本案については関係する総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

秋月都市・まちづくり推進課長 第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について説明します。

資料の10ページを御覧ください。

本議案は宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく規制を開始することに伴い関係条例の整備を行うものです。

初めに法改正の概要です。令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩壊、土石流災害が発生して甚大な被害が発生したことを受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、盛土規制法として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

この法律に基づき、知事が盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を知事の許可対象とします。また、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、定期報告や中間検査、完了検査を実施します。

資料の右側が規制区域（案）です。県内全域を規制区域として、来年5月1日に指定する予

定です。なお大分市は中核市のため、独自で規制区域の指定及び運用を行います。

次に、関係条例改正の主な概要です。今回改正を行うのは、①大分県土砂等のたい積行為に関する条例、②大分県使用料及び手数料条例、③大分県の事務処理の特例に関する条例です。

①では、盛土規制法と重複する規定について、目的及び禁止行為から災害防止に係る規定や許可基準から構造に関する基準を削除します。

②では、盛土規制法や①に基づく許可申請手数料等について、盛土規制法関係事務の許可申請手数料等や①の関係事務の特定事業許可申請手数料等を改正します。

③では、市への事務移譲の規定を改正します。法改正前から事務の一部を別府市に移譲していましたが、盛土規制法に基づく事務の一部についても引き続き別府市へ移譲します。また①の条例改正に伴い、大分市に移譲している事務の規定の削除等を行います。

施行日はいずれの条例も令和7年5月1日で、盛土規制法の県の運用開始日と同日です。

資料の11ページを御覧ください。

三つの条例改正のうち、盛土規制法に係る土木建築部関係の改正の概要について詳しく説明します。

初めに、運用開始に伴い必要となる手続について、右上の表の太枠の中を御覧ください。改正後の宅地造成又は特定盛土等に関する工事では、中間検査や定期報告が追加となります。また、新たな許可対象行為である土石の堆積に関する工事、いわゆる土砂の一時的な仮置きでも、新たに許可申請や定期報告、完了確認が必要となります。

その下、条例改正の概要です。一つ目は使用料及び手数料条例、手数料の金額の改正及び新設についてです。手数料は盛土等を行う面積により異なり、面積が500平方メートルを超え、1千平方メートル以内の場合の手数を抜粋して左下の表に記載しています。改正後の手数料は手続や審査項目の増加等に伴い増額となり、九州各県で同額となる予定です。

二つ目は事務処理特例条例です。さきほど説

明した別府市への権限移譲ですが、移譲する宅地造成等工事規制区域における主な事務を右下の表に示しており、赤書きの中間検査や定期報告の受理等が追加となります。

来年5月1日からの運用開始に向けて、引き続き来月から盛土規制法に基づく必要手続の周知を行い、業界を含め県民に広く周知します。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

志村委員 規制区域の案ですが、緑色の部分が規制されるということですか。境界とかがよく分からない。

秋月都市・まちづくり推進課長 ちょっと見にくくて申し訳ありません。大分市以外は緑色とピンク色に分けられており、県内全域が指定されています。ピンク色が旧来の宅地造成等工事規制区域で、基本的には住宅等がある地域になります。盛土することによって直接的に影響がある区域です。緑色については、直接的には影響はないんですが、静岡県熱海市の土石流災害のような形で山の上に盛土した結果、それが崩壊した場合に民家等へ影響を及ぼす区域です。それにより、全域が規制区域になったということです。

志村委員 つまり全域ということですね。（「そうです」と言う者あり）了解しました。

原田委員 特定盛土というのはよく分かるんですが、例えば、やっぱり宅地造成でも危険な盛土が行われることがあるのでしょうか。

秋月都市・まちづくり推進課長 家の横に高い盛土をする場合などがあり、宅地造成だと1メートル以上の盛土をする場合には規制の対象となると。そういった案件もあるため、全国的に一律でこれを規制しようということです。（「分かりました」と言う者あり）

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

今吉委員外議員 大分市は規制には入っていますが、許可申請については大分市独自で許可を

出すということですか。知事じゃないということですか。

秋月都市・まちづくり推進課長 おっしゃるとおりで、大分市長になります。

今吉委員外議員 市長が出すんやね。（「はい」と言う者あり）それと今回、いろいろな盛土の規制がありますが、中津日田道路のトンネルで掘った土を中津市耶馬溪町の谷にどんどん捨てているんですよ。ああいうのは、前は規制があったんですかね。そこはどうでしょうか。

秋月都市・まちづくり推進課長 今吉議員がおっしゃるのは中津市耶馬溪町鎌城の……（「鎌城かはよう分からんけど、耶馬溪町の深耶馬溪の方だよ」と言う者あり）基本的に、旧土砂条例が対象かどうかの判断だと思います。当部は所管していませんが、公共事業で対象外となったようです。今後、盛土規制法となった場合には、公共事業だと発注者、いわゆる土木事務所と、都市・まちづくり推進課なのかどうか分かりませんが、許可する者と協議して構造基準などの審査をすることになります。

もう一方、民地の場合は民地の方が許可を取ることもあり得ます。それだとそこに持って行くことになります。

今吉委員外議員 多分、あれは3年くらい前だったと思うんだけど、そのときは規制がなかったんじゃないですか。そこはどうでしょうか。

秋月都市・まちづくり推進課長 今吉議員がおっしゃるとおり、規制はありません。今後、盛土規正法で5月1日以降に土を盛っていく行為に対しては規制がかかります。

今吉委員外議員 その前に、谷にばーっと結構捨てているんですよ。ああいうのはやっぱり危険性がないんやろうか。

秋月都市・まちづくり推進課長 盛土規制の中で、盛土については5年に1度、現地を点検しなさいと義務付けられており、今大分県内で3千平方メートル以上の面積の盛土が約2,500か所ぐらい。昔と今の航空写真を見比べた結果、盛土ではないかと思われる箇所を今抽出しています。それを昨年度末から5年サイクルで現地調査して、安全か安全でないかという点検

を今から始めようとしています。

今吉委員外議員 それは5年で調査をするんですけど、山の中に入って行って、県職員でそういった技術力を持った人がいますかね。

秋月都市・まちづくり推進課長 技術基準等もつくった上で調査するので、そういったマニュアルをつくって、盛土の勾配や締め固め、排水処理をしているかどうかを調査して確認するようにしたいと思います。

今吉委員外議員 じゃあ、それで調査して、それがちょっとおかしいというときはどういった対応をするんですか。

秋月都市・まちづくり推進課長 一つは土地の持ち主に対してですね。それか盛土をした業者に行政処分という形で指摘をしていく予定です。（「分かりました」と言う者あり）

古手川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。ほかの委員会から合い議が届いていないので、本案の採決は保留し、諸般の報告が終了した後に行います。

次に、第119号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

秋月都市・まちづくり推進課長 第119号議案工事請負契約の締結について説明します。

資料の12ページを御覧ください。

本議案は、左上の位置図において赤で着色している都市計画道路、庄の原佐野線の下郡工区における工事請負契約の締結についてです。

資料下段の事業区間全体図を御覧ください。本契約は、図面左側の下郡バイパスをまたぐ第1橋梁の上部工工事を行うものです。

上の工事内容を御覧ください。橋梁延長は210メートル、全幅員17メートルの橋梁上部工工事で、契約金額は27億3,486万2,196円、工期は契約締結の日の翌日から令和9年3月30日までです。総合評価方式による入札の結果により、JFE・日塔特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

小野建設政策課長 新たな大分県土木建築部長期計画、おおいた土木未来（ときめき）プラン2024の素案について説明します。

本年の第3回定例会において本計画の骨子について説明しましたが、本日は具体的な取組を盛り込んだ計画の素案について説明します。

紙でお配りしている計画素案の概要版を中心に説明します。計画素案の本文については、Side Books（サイドブックス）に格納しています。

まず1ページを御覧ください。

本計画は9月に策定された新しい県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024を補完し、土木建築部所管の各種計画を推進するための基本的な考え方を示すものです。計画期間は、令和7年度から令和15年度までの9年間とし、中間年に見直しを行います。

次に2ページの上段を御覧ください。

社会情勢の変化や時代の潮流について、自然災害の頻発・激甚化や急速に進む人口減少、インフラ老朽化の加速、デジタル化の進展など七つの項目で整理しています。2ページ下段、県土づくりの目指す方向についてです。誰もが安心・元気に暮らし、希望あふれる未来を創造（つく）るときめく（土木未来）県土を基本目標

とし、安心・元気・未来創造ビジョン2024の達成により実現される選ばれるおおいた、共生社会おおいたを支える基盤となる県土づくりについて、三つの分野で進めます。

安心分野では、安心な暮らしを守る強靱な県土づくりとして防災・減災対策を中心に6施策、元気分野では、元気で快適に暮らせる地域づくりとして快適な都市空間の形成など5施策、未来創造分野では、おおいたの未来を創造するネットワークづくりとして広域道路ネットワークの充実など5施策を推進します。

続いて、分野ごとに代表的な施策について説明します。

3ページを御覧ください。

資料左上、安心分野の流域治水の推進についてです。気候変動の影響により頻発・激甚化する水災害のリスクを軽減するため、これまで進めてきた河川改修等の抜本的な治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となって多層的な対策を行う流域治水の取組を更に強化します。それに加え、安心分野の施策では土砂災害対策や地震・津波・高潮対策の推進、交通安全対策やインフラの老朽化対策の推進、危機管理体制の充実に取り組みます。

次に、4ページを御覧ください。

資料左上、元気分野です。快適な都市空間の形成に向け、交通渋滞を緩和する道路整備やスマートICの検討等、また道路空間に対する多様なニーズへの対応やにぎわいのある公園づくりを進めます。さらに元気分野の施策では、子どもや子育て世帯に優しい社会づくりが求められていることから、新たに施策として追加したこどもまんなかまちづくりの推進をはじめ、快適な住まいづくりと地域共生社会の実現、持続可能な環境づくりの推進やおおいたのツーリズム支援に取り組みます。

5ページを御覧ください。

資料の左上、未来創造分野です。人や物の流れを活性化する広域道路ネットワークの充実に向けて、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路・中津日田道路等の早期完成に向けた取

組のほか、将来を見据えた道路ネットワークの検討も進めます。さらに未来創造分野では、地域を支える道路ネットワークの充実や選ばれる港に向けた機能強化に加えて、地域の守り手である建設産業の担い手不足に対応するため、新たに施策として追加したインフラ分野のDX推進や建設産業を支える人づくりの推進に取り組みます。

次に6ページを御覧ください。

各施策共通の基本的な考え方や分野横断的な取組の施策を進める際の視点として、4項目を掲げています。県民や多様な主体との協働、効果的・効率的なインフラ整備、自然環境への配慮や変化する社会課題への対応に加えて、人づくり・組織づくりの四つの視点に立って各施策を進めます。

次に7ページを御覧ください。

計画の進行管理と目標指標について記載しています。毎年各目標・指標を中心に達成度を確認し、事業進捗上の問題点や課題を把握するとともに、着実な目標達成に向け、事業執行等の見直しを行っていきます。

次に9ページを御覧ください。

今回の計画では、施策の具体的な取組やプロジェクトを知ってもらうため、関連する施策の後ろにコラムを掲載しています。本文には11のコラムを掲載しており、例示しているのは分野1の安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの施策、流域治水の推進に関するコラムになります。その他のコラムについては、Side Booksの計画素案の本文で御確認ください。

今後は12月中旬からパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聞いた後、成案を来年3月の第1回定例会に提出する予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

森副委員長 10年ぶりの見直しということで、とても大切な計画づくりだと思っています。

その根底となる考え方として、生命を紡ぐ県土づくりという言葉を私も改めて確認でき、そのことを土木建築部で共有する機会をしっかりと

つくるのが大事だと改めて感じました。それぞれ重要な施策がある中、こどもまんなか地域づくりということで、今回そちらに視点を置き、正に生命を紡いでいくことが必要な理念として盛り込まれたのは非常にありがたいと思います。

また少し別の観点から、おおい土木未来プランに基づいて、各地域で土木未来教室も行っていることは非常にありがたいと思っています。その内容として、例えば建設現場自体を見るのも良い経験になると思うんですが、それよりも今はいろんな技術が発達しているので、例えばスマホで測量したり、座標を見つけに行ったり、そういった技術で誰でも簡単に一人で測量ができる時代になったと。そういった経験を是非、土木未来教室の中に必ず組み込んでもらえないかと思っています。

というのが先日、犬飼小中学校の8年生と9年生を対象に、豊後大野土木事務所に土木未来教室をやってもらいました。当然これまで、土砂災害に関する知識等も伝えてきたと思うんですが、今回はグラウンドに出て、建設業協会と測量設計コンサルタンツ協会の方々や土木事務所の職員が、8年生と9年生にしっかりとその技術を伝えてくれました。その中で土木に興味を持った、土木に関する仕事に就きたいといった感想がすぐ出てきているのは非常に価値のあることだと思うので、土木未来教室を行う際には、是非そういった技術を伝える時間を必ずつくってもらえないか。そのことが、何で今まで数学や算数を勉強してきたのかということに直接つながってくる、結び付いてくる。その気付きを是非与えてもらいたいと改めて感じたので、そういった意味で、このプランも含めて土木建築部の皆さんの技術がしっかりと県民に伝わる工夫をしてもらえればと思います。

このことについて、五ノ谷部長、何かあればお願いします。

五ノ谷土木建築部長 森副委員長の話は正しくそのとおりだと思います。特に土木建築部では、物の大きさやダイナミズムを体感してもらう取組は今までもやってきました。一方で、例えばスマホにより手近に測量ができるようになった

などの技術の進展も含めて、ものづくりの大切さや土木事業の社会への貢献について、まだまだ浸透しきれていないと思っています。

10月に大分駅前で土木建築フェスタを行ったんですが、測量設計コンサルタンツ協会では、そのとき実際にスマホで測量する体験を行いました。例えば親子連れで来た子どもに、お父さんを測量してみたらと言って、スマホでぐるっと一周回って測量し、父親の3D画像を作ってみると。ああ、これはすごいよね、今の技術ってすごいんだねというのを、小学校のまだ低学年だと思うんですが、そういったところから本当に興味を持ってもらうために必要なのは、正に森副委員長がおっしゃった内容だと思っています。

土木未来教室は各土木事務所でやっていますが、今の森副委員長の視点も踏まえて、そういった取組をしっかりとやっていきたいと思えます。**澤田委員** 県土強靱化は非常に大事なことだと思っています。今回のおおいた土木未来プランも非常に素晴らしいと思って拝見しました。

その中で、分野2の快適な住まいづくりと地域共生社会の実現なんですけど、今回大分市明野にある県営住宅の建て替えにおいて、非常に素晴らしいバリアフリー等もしてもらっているのは重々分かっています。ただ今、国土交通省はやはり高齢者が安心して暮らせることもモットーにしています。また、若者政策において公営住宅を活用することも国の施策として入ってきていますが、その中でやはり一番問題なのは今、実際に住んでいる御高齢の方がどうしても年が経つにつれて足腰が弱くなって、高層階にいる方が1階に移動したいという要望が多くなりつつあります。

先日の定例会でも堤議員が話していましたが、今後、高齢者が増えていく段階において、必ずそういった問題はどんどん増えていくことが予想されていくと思うんですが、そういった試算は現状握っているんでしょうか。その統計というか、例えば今60歳以上の方が住んでいると想定したときに、じゃあ10年後、20年後にそういった方たちが大体1割ぐらいは1階に移

動したいという希望が多分あるんじゃないかというのとは想定されると思うんですね。

今回の県土づくり、アクションプラン、おおいた土木未来プランの中でも、そういった新たなニーズが想定される計画に対してどうしていくというのが、この中では県営明野住宅しかまだ話が出てきていません。ですから是非、そういったことも一つプランの中に入れていただければ、県民の皆様も安心するんじゃないかと思っていますが、その点はいかがでしょうか。

後藤公営住宅室長 率直に申して、高齢者で県営住宅に入っている方は今たくさんいますが、その方の10年後などの試算は現在行ってはいません。バリアフリーの取組はしており、今回資料も入っていますが、県営住宅の1階で特にバリアフリー化を進めていって、今後、高齢の方は1階への住替えを望む方がまた増えると思うので、その際にはバリアフリーの住宅をしっかりと準備しておかなければいけないと思っています。そういった形も取りながら、今後の高齢化社会に対応していきたいと思えます。

澤田委員 ありがとうございます。恐らく1階にバリアフリーの住宅があるとなったら、多分またそれが連動して、じゃあ私も1階に住みたいという波動が起こってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、それはそれとして本当に素晴らしい活動なので、さらにそのニーズに要求に応えられる計画をですね、1階だけじゃなくてせめて2階とか。

あとやっぱり待っている方の優先順位も、当然医師の診断書などが加味されるのは重々分かっているんですが、それに当たらなくても本当に階段を上るのが大変な方もたくさんいます。限られた住宅なのは本当に重々分かっているんですが、そういったニーズがあることも踏まえて、また今後の計画に予算申請してもらえれば助かると思っています。要望です、よろしくお願いします。

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

今吉委員外議員 長期総合計画は県で全体的につくるんでしょうけど、今回土木建築部では社会インフラの老朽化はやっぱり検査の技術力が上がらないといけないんですよ。土砂の急傾斜地なんかも、土壌によって同じ形だけじゃないんですよ。そういう技術力というのは、土木建築部の職員も2、3年で替わるじゃないですか。だから、もっと民間と手を組むことも大事だと思うんです。民間を活用するというか。部長でも土木建築部に20年もいるわけじゃないでしょう。やっぱり何年かで替わるじゃない。

だから技術力というのは、今インフラが1番。今回も日田市の三郎丸橋も事前の検査機能をちゃんとすればどうにかなったんでしょうけどね。そういう技術力は、土木建築部の職員だけだとやっぱりちょっとハードルが高いと思うんですよ。だから、民間をどんどん利用するのは難しいんじゃないかな。

小野建設政策課長 土木技術職員の技術力についての質疑だと思います。まず土木技術職員については、やはり我々も技術の継承には重点を置いており、各種研修などでそれぞれ経験を積んだ知見等を継承する取組を進めています。

さらに民間の活用ですが、例えば大規模な崩落が起こった原因を調査する際は、やはり我々土木技術職員だけではなく、民間の専門家に一緒に入ってもらって、その原因等の調査を行っているのが実態です。なので、必ずしも県庁内部の土木技術職員だけで判断していることもありませんし、今後も必要に応じてそういった民間の活用は続けていきたいと考えています。

今吉委員外議員 災害が起こった後の調査じゃなくて、事前の確認や被害が起こらないような技術力がないといけないと思うんですね。

小野建設政策課長 例えば施設については、5年に1回、3年に1回など、土木事務所の職員によるいわゆる目視点検や間隔を置いた詳細点検など、定期的な点検をやっています。そういったときにはやはり民間、いわゆる専門知識を持った職員がしっかりと定期的に詳細点検をして、そういったものを我々も引き継ぎながら進めている状況です。

今吉委員外議員 日田市の三郎丸橋は点検をちゃんとやっていましたか。

成瀬道路保全課長 三郎丸橋の点検についてはしっかりやっていますし、点検の方法については外部委託になっているので、実際にはコンサルタント会社が点検をしていると。それにあわせて、通常あそこは交通量が多いですから、土木事務所の職員が毎日通って——これは桁下のことはよく分かりませんが、道路に異常があるかどうかは日常のパトロールで確認を行っている状況です。

今吉委員外議員 橋梁の柱とかの点検も必要だと思うんですよ、道路だけじゃなくて。三郎丸橋も、点検をちゃんとしていてあんなことが起こることになったら、やっぱり何かショックだと思うんですよ。だからもっと、そういった事前の点検については、橋の下まで確認するといったことが要るんじゃないですかね。

成瀬道路保全課長 橋梁の点検については、当然走っている橋面ですね。それから裏の床版であったり、下部工の詳細なひび割れの状況であったり。これは5年に1度、法点検で全てチェックすることになっているので、今回の三郎丸橋についてもそれは行われていたと。なので我々としては、一応全部の点検について外部コンサルタントに委託し、詳細な点検をしていると認識しています。

五ノ谷土木建築部長 今吉議員の御心配と言いますか、成瀬道路保全課長からも説明したように、職員もですが民間委託もしながら定期点検や詳細点検をしている一方で、実際に三郎丸橋のような事態が起きてしまった事実があります。これについては我々も大変ショックで、もう過去40年、50年経っている、いわゆる高度成長期に建てられた構造物について特に心配しています。

そういった中でどんな調査をやっていくのか。三郎丸橋のような被災が起きないように、さきほど森副委員長もおっしゃっていましたが、いわゆる技術的な革新も含めて、こういった形で事前に対策ができるのか。一つは今、やっぱりトンネルや橋梁も事後保全ではなくて、事前に

予防する保全のやり方にシフトしようとしています。起きてしまってからではなくて、まずは事前に、先回りしてしっかりやっていきたい。それとあわせて、職員の研修とか実際の技術革新とかいろいろですが、そういったものを含めてバランスよくやっていきたい。

ただ、さきほど異動の話がありましたが、やはり職員もどんどん替わっていくので、技術の継承、現場をちゃんと見る目、そういった知見も含めてしっかり技術職員の研修もやっていきたいと思います。

古手川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 五ノ谷部長が言うように、50年に1回、100年に1回の災害が3年のうちに3回来ると。そういった非常に難しい部分で大変苦慮しながら、いろんな形で国の指導をもらい、また市町村を指導しながら今取り組んでいると思います。引き続きしっかりやっていただきたいと思います。

ほかに御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

小野建設政策課長 新たな大分県地域強靱化計画の素案について説明します。

今年の第3回定例会で本計画の骨子について説明しましたが、具体的な推進方針を盛り込んだ計画の素案について、お配りしているA3横の資料、新たな大分県地域強靱化計画の素案（概要）を中心に説明します。計画素案の本文についてはSide Booksに格納しているので、そちらも御覧ください。

資料の左上、本計画の目的は、南海トラフ地震など大規模自然災害によって重大な危機が発生した場合において、十分な強靱性を発揮できるように施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

次にその下、計画の主な構成について説明します。第1章では、目指すべき姿として災害に強い県土づくりと危機管理の強化を掲げ、これを実現するため四つの基本目標や本計画を推進する上での基本方針などを定めています。第2章では、起きてはならない最悪の事態を想定し、

六つの事前に備えるべき目標と31の起きてはならない最悪の事態を設定し、脆弱性評価をしています。第3章では脆弱性評価で抽出した課題等に対する推進方針について、第4章では毎年進捗を管理するための年次計画の策定などについて記載しています。

次に資料右側を御覧ください。第3章の関連で、土木建築部関係を中心に新たに改定した推進方針を説明します。

個別施策分野（1）行政機能、警察・消防等の分野①では、避難所の環境整備や避難所運営を支援する人材を養成し、能登半島地震など近年の大規模災害で課題となったプライバシーの確保など、避難者の多様なニーズに対応します。

（2）住宅・都市、環境の分野①多数の者が利用する民間建築物に対する耐震改修補助制度による支援や②上下水道の施設等の耐震化、老朽化対策などを促進し、被災時の機能確保を図ります。（4）エネルギー、情報通信、産業構造の分野③では、企業のBCP策定の重要性を周知し、策定支援を商工団体と連携して実施することで迅速な復旧や事業継続ができるよう取り組みます。（5）交通・物流の分野②では、東九州自動車道の4車線化や高規格道路、港湾の整備など広域交通網の着実な整備を推進し、災害時の輸送を確保します。（7）国土保全の分野③では、あらゆる関係者と協働して流域治水を推進し、頻発・激甚化する災害に対してハード・ソフト一体となった取組を強化します。

続いて、横断的分野（C）防災教育・人材育成の分野①では、自主防災組織など防災現場における女性参画を拡大するとともに、女性視点を持った防災人材の育成を図ります。（E）デジタル活用の分野②では、現場におけるドローンやAI等の活用やICT施工の実施など、デジタル技術を活用し県土強靱化の取組を効率的に進めていきます。これらの推進方針に基づき全71項目の目標指標を設定し、毎年進捗管理を行います。以上が新たな大分県地域強靱化計画の素案（概要）です。

今後は12月中旬からパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聞いた後、成案を来

年3月の第1回定例会で報告する予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

玉田委員 大分県地域強靱化計画の基本的な考え方について、中長期的に取り組むべき課題の中で、老朽化したインフラ施設の予防保全、その後第2章で脆弱性の評価が挙がっていますが、この辺はどう手を踏んでいくのか。さきほどの計画の中だと老朽化したインフラ施設の長寿命化がありました。その中でチェックの段階で脆弱性評価も一緒にやっていくのか。その辺の手続について一つお願いします。

それともう一つ、横断的分野の中で初めて聞いたんですが、Bの②避難させ隊というのはどこの部局の事業なんですか。この2点ですね。

小野建設政策課長 さきほどの老朽化対策の話です。まず脆弱性評価では、起きてはならない事態を31項目で設定しています。その中で、施設の機能——災害が起こったときに施設がしっかりと機能できるという意味で施設の老朽化対策を進めていくものです。脆弱性評価は、そういった方針に基づいて取組を進めていく政策方針に対して、それが正当なものになっているかどうか評価しているものです。老朽化対策について今後我々が進めていく方針の評価をやるということで、実際に老朽化対策自体の具体的な部分を評価するものではありません。ちょっと分かりづらいですかね、本編を……（「また後でゆっくり」と言う者あり）すみません。なかなかこの概略までいくと流れを説明しづらくなっているので、ちょっとまた改めて説明します。

それから、ここに書いている避難させ隊の避難訓練の支援で——ちょっとお待ちください。こちら他部局の取扱いになるので、一度また確認して説明します。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

瀬戸道路建設課長 おおいたの道構想2024（素案）について報告します。

資料の13ページを御覧ください。

おおいたの道構想は、県の目指すべき道路整備のあり方や目標、進め方を示す計画であり、上位計画である大分県長期総合計画及び大分県土木建築部長期計画を補完するものです。

計画の策定理由ですが、上位計画と同様、平成28年3月に策定した現計画おおいたの道構想2015が最終目標年度である令和6年度を迎えたことから、新たな計画を策定するものです。

計画期間は令和7年度を初年度とし、最終目標年度は上位計画と同じく令和15年度までの9年間です。

右側の施策体系を御覧ください。本計画では、上位計画の施策分野の安心・元気・未来創造に対応して、生活の安全・安心を高める道路整備、元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備、おおいたの未来創造に向けた道路整備の三つの分野において、それぞれ施策を展開します。

資料の14ページを御覧ください。

各分野の代表的な取組について説明します。まず安心分野です。防災・減災対策では、災害時の救命活動などを速やかに行うための優先啓開ルート上にある橋梁の耐震化、法面の落石対策などを推進します。交通安全対策では、円形の交差点ラウンドアバウトの導入、また生活道路の一定区域において時速30キロメートルの速度規制区間に物理的な対策を行い車両の速度抑制などを促すゾーン30プラスなどの取組を推進します。老朽化対策では、AIやドローンを活用した点検などを推進します。

次に元気分野です。渋滞対策では、快適な交通環境の形成に向け、主要渋滞箇所を中心にハード・ソフトの両面から取組を推進します。快適で多様なニーズに対応した道路空間の形成では、自転車通行空間の整備や道路空間における

にぎわい、憩いの場の創出に取り組みます。ツーリズム支援では、県内外からの観光客の来訪を促進する道路整備などを推進します。持続可能な環境づくりでは、国のカーボンニュートラル宣言を踏まえたCO2排出量削減に向けて取り組みます。

最後に未来創造分野です。広域道路ネットワークの充実では、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路、中津日田道路の整備など高規格道路の早期完成に向けた取組を推進します。地域を支える道路ネットワークの充実では、幹線道路の整備やインターチェンジなどへのアクセス強化に寄与する道路整備、未改良区間が残る道路の着実な改善を図ります。

今後、素案の内容についてパブリックコメントなどにより幅広く意見を募った上で成案を作成し、来年3月の第1回定例会において成案の内容を報告する予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

榊田委員 ちょっと管轄が違うところもあると思うんですが、観光客に向けた部分。これは令和6年第4回定例会で戸高議員からもあったんですが、表示が消えているとか、僕もよく言われるのが線がすごく消えていると。やっぱり道路整備を含めた部分で警察としっかり連携を取っていかないと、観光客にとって事故が起こり得る可能性が非常に高いと思っています。そこをしっかりと、警察とどのように組んでいくかは大事だと思うので、そのような考えがあればちょっと教えていただきたいと思います。

成瀬道路保全課長 まず令和6年第4回定例会で戸高議員の要望にあった内容については今、警察と土木建築部で協議している最中です。

また区画線について、警察と道路管理者が引くラインは、横断歩道は警察といったふうに実際は種類が分かれており、それについてはお互いがそれぞれの予算で引くことになっています。施工時期等については、当然舗装の補修を行うといった事例があるので、施工場所については常に担当の土木事務所と警察署が連携を取りな

がら時期を合わせています。

もしその中でどうしても間に合わない事象が発生したら、まずはどちらかが施工する形で、利用者に迷惑がかからない方策を取っているのが現状です。

絶えず状況は変化するので、我々の道路パトロールや県警の警ら活動の中で異常を見つけたら、それぞれ連絡を取ることも申し合わせて日頃からやっているの、一層それに取り組んでいきたいと思います。

榊田委員 ありがとうございます。そこは線がどこかというのは分かっているんですが、そこら辺の連携——やっぱり行き届いていないところが別府市なんかは特に多いと地元からも声上がるので、細かく言うならできれば自治会とも連携を取れると非常に良いのかなと思います。

言い出したら切りがありませんが、やっぱりそういった部分で、まずはしっかり大きいところからやっていくとかいろいろあると思います。そういったことを期待して要望として上げているので、是非とも検討をお願いします。

森副委員長 今のいわゆる地名表示板の件については、昨日の文教警察委員会で明確な回答をもらえました。これは以前から私どもも地域の皆さんの声をあげていたんですが、土木建築部と警察どちらがするのか、これまでなかなか改善されませんでした。地名表示板については、警察が責任を持って今後維持管理していくと昨日交通部長から話がありました。私もこの話をしようと思っていたんですが、そういうことであれば、地名表示板が消えている部分に関しては道路管理者としての意見もしっかりと警察に伝える。そして、警察はしっかりそれを予算措置していかなければならないので、それは私どもがしっかり後押ししていかなければならないと思っています。

さきほど成瀬道路保全課長が言ったように、是非とも警察本部と連携をして、県民の皆様のそういった困り事や要望について解決していただきたいと思います。

そして今の計画に関して、適切で効率的な維持管理の分野では、やはり道路の維持管理、特

に草刈りに関しては県民の要望も多いということですが、今年度それについて予算化をしていただきましたが、まだまだ行き届かない部分があると思っています。今後もこのことについてはしっかり対応してもらえるように、予算面で土木建築部からもしっかり必要な分の要望をしてもらいたいと思います。

最後に広域交通ネットワークの充実に関してですが、やはりネットワークはしっかりつながっていないと効果を発揮することができないと思います。中九州横断道路についても、早期の整備が今後必要だと思っています。これは大分県内だけつながっても意味がないわけで、私が今一番課題だと思っているのは、この前も話には出ませんでした—これはどうしてなかなか話に出ないのか、タブーなのか分かりませんが、いわゆる滝室坂道路を下りた坂梨地域から阿蘇西インターチェンジ間の平地部分の計画について、誰も一言も言葉を発さないんですよ。これについては私、実は九州中央3県議員連盟で今度しっかりとテーマとして取り上げたいと思います。ついては、このことについて熊本県側としっかり土木建築部でまず話をしておいてもらいたいと思っています。

熊本県議会もこれについては触れていません。ですが、やはり今言ったように、ネットワークが繋がらないと意味がありませんので、ちょっとそのタブーに私は突っ込んでいこうかと思っています。タブーじゃないかもしれませんが、ここは前に進めるために、あの区間が途切れてくると、あそこの渋滞は今でもものすごく激しいので、その件について課題としてしっかり捉えてもらいたいと思います。

以上3点です。

古手川委員長 今の森副委員長の最後の部分、五ノ谷部長何か—瀬戸道路建設課長。

瀬戸道路建設課長 3点目に関しては、私はタブーではないと認識しています。基本的に阿蘇のカルデラの中の話だと思いますが、環境の面でほかよりも少し規制が厳しい区間になっているので、恐らく皆さんの認識として、あそこで事業をやるのはちょっとハードルが高いと。で

きなくはないと思うんですが、いろいろ制約がある点で、時間がかかるだろうとの認識があると思います。

そういった中で、まだ中九州横断道路のほかにも事業化されていない区間や整備中の区間が多数あるので、まずはそちらに注力するという考えだと私は認識しています。決して議論できない、検討できないものではないので、熊本県ともしっかりと情報共有し連携を図って、こちらについても一緒に取り組んでいけたらと思っています。

森副委員長 是非よろしくお願いします。

これについては私、実は今度、阿蘇市長に直接話をしてみようかなとも思っているんですが、やはり地元が動いてくれないと事業が進まないと思うので、どうぞよろしくお願いします。

古手川委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

松尾河川課長 令和6年台風第10号に関する災害対応の進捗状況について報告します。

資料の15ページを御覧ください。

まず、公共土木施設の被害状況についてです。資料の赤枠、公共土木施設合計欄を御覧ください。台風第10号による被害は県内785か所、被害総額は251億9,100万円です。

その下に令和5年梅雨前線豪雨における被害箇所及び被害額を記載していますが、台風第10号は共に昨年度を大幅に上回っており、被害が甚大であったことがうかがえます。また特徴として、国東半島周辺の国東市や杵築市、豊後高田市、由布市を中心に広域的な被害が発生しています。

続いて、現在の状況及び今後の予定です。現在、10月29日から毎週各地域において現地での災害査定を実施しており、12月20日まで行う予定です。災害査定の進捗率は11月末時点、被害箇所ベースで約6割となっています。

今後は査定が終了したものから早期工事発注を順次進めるとともに、土木建築部一丸となり、スピード感を持って1日でも早い復旧・復興に向けしっかりと取り組んでいきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

清永港湾課長 大分港港湾脱炭素化推進計画（案）について報告します。

資料の16ページを御覧ください。

まず左上、本計画の背景について説明します。我が国では、令和2年10月の臨時国会において、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されました。また令和3年6月には、経済産業省が中心となり関係省庁と連携して策定した、経済と環境の好循環を作っていく産業政策である2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進が明記されました。これを受けて令和4年12月に行われた港湾法の改正により、港湾管理者は港湾脱炭素化推進計画を作成できると規定され、産業拠点でありエネルギーの消費拠点である港湾地域の脱炭素化の取組について、計画的に進める素地が整っています。

次に、港湾脱炭素化推進計画について説明します。左下を御覧ください。計画の目的ですが、産業の構造転換及び競争力強化への貢献、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾の形成などがあげられます。その方策としては、次世代エネルギーである水素・アンモニア等の輸入や貯蔵等の環境整備、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携が考えられます。こうした取組により、全体として温室効果ガスの排出量と吸収量等の差引きゼロを目指すこととなります。

策定にあたっては、下の図のように港湾脱炭素化推進協議会を組織し、立地企業や船会社などの関連団体、国、地元市町村はもちろんのこと、県の関連部局とも綿密な連携を図っています。また、県内では重要港湾5港にて計画の策定を予定しており、現在は大分港、津久見港、佐伯港の3港で協議会を立ち上げています。

中でも、大分コンビナートをはじめ多数の企業を抱える大分港では、二酸化炭素の排出量が多く企業間の連携による取組も必要なことから、他港に先立って計画策定を進めてきました。

次に資料の右側、上段にイメージ図を示していますが、その下を御覧ください。計画策定にあたり、令和4年3月に大分港港湾脱炭素化推進協議会を立ち上げています。協議会には40のコンビナート関連企業などに御参加いただき、これまで4回開催しています。

各企業で検討が行われている主なものとして、照明のLED化など現実的な取組のほか、水素等への燃料転換や二酸化炭素を回収・貯留するCCSなど技術革新を見据えたものも本計画に記載しています。また、こうした取組の記載については、商工観光労働部で検討が進められたグリーン・コンビナートおおいた推進構想と調整しています。

さらにその下の表には、2050年カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素排出量の目標を示しており、中期である2030年には36%削減の目標を設定しています。この数値は、生活環境部が策定した第5期大分県地球温暖化対策実行計画の目標値と整合を図りました。

最後に資料の右下、今後のスケジュールを御覧ください。パブリックコメントを実施した上で2月に協議会を開催し、成案を得たいと考えています。その後、改めて本委員会へ成案を報告し、公表する予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

秋月都市・まちづくり推進課長 令和5年3月に九州旅客鉄道株式会社と工事委託契約した都市計画道路、庄の原佐野線下郡高架橋下部工の進捗状況について報告します。

資料の17ページを御覧ください。

本工事は、庄の原佐野線下郡工区において、資料下段の事業区間全体図の赤で着色したJR豊肥本線をまたぐ第3橋梁の下部工2基を構築するものです。向かって左側の下郡バイパス側がP7橋脚、向かって右側の米良バイパス側がP8橋脚です。

次に18ページを御覧ください。

本工事では契約金額の増額と工期の延伸が見込まれるため、その主な内容について説明します。まず契約金額の変更ですが、大きく三つの要因がです。

1点目は、物価上昇等による8千万円の増額です。労務単価や資材費等の急激な変動に対処するため、契約単価の見直しが生じたものです。

2点目は、矢板の打設方法の変更による3千万円の増額です。P7橋脚の床掘が鉄道敷や現道へ影響しないよう土留工として矢板の打込みを計画していましたが、転石により打込みが困難になったことから、転石を破碎しながら圧入する工法へ変更するものです。

3点目は、水路埋設管の移設の追加による3千万円の増額です。P8橋脚の床掘時に水路組合との事前確認とは異なる位置で水路管が埋設されていたことから、水路管の移設を追加するものです。

次に工期の延伸についてです。3点目の水路埋設管の移設について、調査・設計や管理者協議に3か月、仮移設・復旧工事に3か月の期間が必要となるため、計6か月の工期延伸を見込んでいます。

以上により、契約金額の約1億4千万円の増額と6か月の工期の延伸を見込んでいます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小野建設政策課長 さきほどの脆弱性評価のところで、今ここで補足できるものはちょっと説明したいと思います。よろしいでしょうか。

古手川委員長 はい。では小野建設政策課長、お願いします。

小野建設政策課長 さきほどは大変失礼しました。

少し仕組みを説明しますと、この大分県地域強靱化計画は、起きてはならない最悪の事態を設定しています。後で中身を見ていただくとそういった記載が31項目挙がっていますが、例えばその中で、上下水道施設に係る長期間にわたる機能停止については、起きてはならない項目として一つあげています。そうしたときに、長期に停止させないための施策について、各部局で土木建築部がそれぞれ施策を提案していきます。土木建築部では、老朽化対策や耐震化などの施策が必要なところを計画の中に盛り込んでいます。それが今の状況を回避するための施策として、効果、例えば達成基準——今の老朽化の基準や状況の妥当性を図るのが脆弱性評価です。老朽化対策は、土木建築部が挙げている施策になります。その施策がこの強靱化に資するかどうかを評価するのが脆弱性評価という形で整理しています。よろしいでしょうか。

実はこれは一例で、老朽化対策はいろんな施策に関連しています。なので土木建築部としては、そういった起きてはならないあらゆる最悪の事態の中に、老朽化対策を盛り込んでいます。

それからもう1点、避難させ隊です。これは県がNPO法人大分県防災活動支援センターへ委託しているもので、市町村や自主防災組織の訓練計画等で連携を取っています。訓練の立案から実施までをサポートセンターに委託して支援してもらっています。（「分かりました。ありがとうございました」と言う者あり）

古手川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

それでは、さきほど採決を保留した第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について、これより採決に入ります。なお、本案について合議をした総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会の回答は、全て原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別がないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

古手川委員長 これより内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議ないので、所定の手続を取ることにします。

以上で予定されている案件は終了しました。この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別がないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。